

城陽市工事成績活用基準

平成22年(2010年)9月1日改正

(趣旨)

第1条 この基準は、城陽市建設工事の業者指名受付簿登録業者(以下「業者」という。)を対象に、業者の技術力の向上及び公共工事の品質向上に繋がることを目的とし、城陽市建設工事成績評定要領(平成20年9月1日制定)に規定する工事成績採点の評定結果(以下「評定点」という。)に基づき、入札参加優遇措置又は入札参加制限措置を行う場合の基準を定める。

(対象工事)

第2条 この基準の対象となる工事は、城陽市が発注する設計金額が500万円以上の建設工事(城陽市上下水道部所管工事及び単価契約工事を除く。以下「対象工事」という。)とする。

(入札参加優遇措置等)

第3条 市長は、対象工事における評定点が一定以上の業者(以下「優遇業者」という。)を参加対象とした入札(以下「優遇工事入札」という。)を実施する。

2 優遇工事入札とする工事及び当該工事の入札参加資格は、城陽市入札・契約事務処理委員会(以下「入札委員会」という。)の審議を経て市長が決定する。この場合において、市長は、一の優遇工事入札につき、入札参加業者を原則として10業者以上確保することとする。

3 市長は、優遇工事入札への入札参加資格の決定に際しては、地域要件、建設業法許可区分、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値及び城陽市建設工事の業者指名受付簿登録における希望工種の有無等を考慮し決定するものとする。

4 優遇業者(共同企業体及び市外業者を除く。次項において同じ。)に付与される優遇工事入札への参加資格は、対象工事における取得した評定点につき、次の各号の業者区分に応じ当該各号に掲げる回数とする。この場合において、当該参加資格は、当該工事成績評定結果通知日の翌日から有効とする。

(1) 評定結果が優良（評定点が80点以上の場合をいう。以下同じ。）の業者（以下「優良業者」という。） 4回

(2) 評定結果が良好（評定点が70点以上80点未満の場合をいう。以下同じ。）の業者 2回

5 市長は、優遇業者のうち優良業者並びに当該業者の現場代理人及び工事配置技術者（以下「優良業者等」という。）に対して、優良工事施工者表彰を実施する。

6 市長は、優遇業者のうち優良業者等が施工した工事について、城陽市ホームページ掲載を実施する。

（入札参加優遇措置の累積及び取消し）

第4条 業者が、優遇措置対象期間（優遇工事入札への参加資格が付与された時から当該資格を全て行使（業者が、優遇工事への公募参加申請を行うこと又は市長が、対象工事に係る指名通知を業者に行うことをいう。）するまでの期間をいう。以下同じ。）中に新たな対象工事において、前条第4項の参加資格を付与された場合、当該参加資格は累積加算する。

2 優遇業者が、優遇措置対象期間中に対象工事又は城陽市小規模工事成績活用基準（平成22年9月1日制定）第2条の対象工事（当該業者が、構成員となっている共同企業体による受注工事を含む。以下「制限対象工事」という。）において、当該工事に係る評定点が65点未満の場合又は評定評価項目のいずれかの項目評価がd若しくはe評価の場合は、当該工事成績評定結果通知日の翌日から前条の入札参加優遇措置は、全て取り消される。

3 市長は、入札参加優遇措置業者が制限対象工事において城陽市競争入札等参加者の指名停止に関する規則（平成14年城陽市規則第26号。以下「指名停止規則」という。）に定める指名停止措置要件に該当する等入札参加優遇措置の適用が不適切と判断する場合は、入札委員会の審議を経て、以後の入札参加優遇措置の全てを取り消すことができる。

（入札参加制限措置）

第5条 市長は、制限対象工事における評定点が一定未満の業者については、工事成績評定結果通知日の翌日から、制限対象工事の公募型指

名競争入札等に関して、次に掲げる入札参加制限措置を適用する。

- (1) 評定点 50 点以上 65 点未満を連続して 2 回以上付与された場合
公募型指名競争入札等への参加制限 1 回
- (2) 評定結果でやや不良（評定点 36 点以上 50 点未満の場合をいう。
。以下同じ。）を付与された場合 公募型指名競争入札等への参加
制限 2 回
- (3) 評定結果でやや不良を連続して 2 回以上付与された場合 指名停
止規則の規定に基づく 6 月間の指名停止措置
- (4) 評定結果で不良（評定点 36 点未満の場合をいう。以下同じ。）
を付与された場合 指名停止規則の規定に基づく 6 月間の指名停止
措置
- (5) 評定結果で不良を連続して 2 回以上付与された場合 指名停止規
則の規定に基づく 12 月間の指名停止措置

附 則

（施行期日等）

- 1 この基準は、平成 20 年（2008 年）10 月 1 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 20 年（2010 年）10 月 1 日以降に工事請負
契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

（一部改正、施行期日等）

- 1 この基準は、平成 22 年（2010 年）10 月 1 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 22 年（2010 年）10 月 1 日以降に工事請負
契約を締結する対象工事から適用する。